

南山城跡基本構想策定業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、南山城跡の基本構想策定にあたり、民間の創意工夫と発想によって質の高い成果を得るために、公募型プロポーザルにより受託事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

南山城跡基本構想策定業務委託

(2) 提案上限額

5, 962, 000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※予算上の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（※本事業については、令和8年10月31日までの延長を予定していますが、市議会の承認等その他の状況により変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承の上、応募してください。）

(4) 業務内容

別紙業務委託仕様書のとおり。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ①糸満市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ②沖縄県内に本社、支社又は営業所等を有する事業者であり、常に連絡及び調整ができる体制を整えていること。
- ③プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間に本市の入札参加資格制限及び指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者（破産者、契約に不当・不正の行為があった者、定められた資格要件を有しない者）。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑥プロポーザルの公告日及び契約締結の日において、市町村税（法人にあっては代表

者個人の市町村税を含む。)、法人税、消費税及び地方消費税並びにその延滞金を滞納していないこと。

⑦会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

⑧本業務を円滑に遂行することができる専門的知識及び運営体制が構築されていること。

⑨過去5年間（令和3年4月1日から令和7年3月31日まで）に、類似の業務実績があること。

※類似の業務実績・・・国や地方公共団体が実施する文化財の保存活用計画等の策定業務の実績又は文化財の整備計画策定業務の実績

⑩共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は①～⑨の資格要件を満たすとともに、構成員は、①、③～⑨の資格要件を満たすこと。なお、構成員は単独及び他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加することはできない。

4 実施スケジュール

内容		実施日又は期間
1	実施要領等の公表	令和8年1月26日（月）
2	質問書の提出期限	令和8年2月2日（月） 正午まで
3	質問に対する回答	令和8年2月4日（水）までに回答
4	参加申込書の提出期限	令和8年2月9日（月） 正午まで
5	企画提案書の提出期限	令和8年2月16日（月） 正午まで
6	一次審査（書類審査）	令和8年2月20日（金）
7	二次審査（プレゼンテーション）	令和8年2月25日（水）
8	審査結果の通知	令和8年2月26日（木）に通知
9	委託契約締結	令和8年3月16日（月） 予定

5 配布資料

配布資料は次の資料とし、本市ホームページにて掲載する。

- (1) 南山城跡基本構想策定業務委託プロポーザル実施要領
- (2) 南山城跡基本構想策定業務委託仕様書
- (3) 各種様式（様式1～様式11）

6 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、必ず質問書提出期限内に質問書（様式10）を提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。

- (1) 提出期限 令和8年2月2日（月） 正午まで
- (2) 提出方法 生涯学習課あて電子メールにより提出すること。

E-mail: bunkazai@city.itoman.lg.jp

※メール送信後は電話により受信確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答

令和8年2月4日（水）までに本市ホームページにて全質問及び回答を公表。

7 応募方法

(1) 参加申込み

企画提案を希望する場合は、参加申込書（様式1）を提出すること。

① 申込期間 令和8年2月9日（月）正午まで

② 提出書類 様式1

③ 提出方法 持参又は郵送

④ 提出場所 「14 問い合わせ先・書類提出先」参照。

(2) 企画提案

① 提出書類 次に掲げる書式等により提案すること。

提出書類	様式等
企画提案書	(様式2) 企画提案書※表紙部分
	(様式3) 会社の概要
	(様式4) 会社の業務実績
	(様式5) 業務実施体制
	(様式6-1～4) 予定管理技術者等の経歴及び実績
	(様式7) 実施方針及び業務工程計画
	(様式8) 企画提案書
	(様式9) 見積書
参考資料	会社パンフレット

② 提出部数 正本1部、副本6部（副本は複写可）の計7部

③ 提出方法 持参又は郵送

④ 提出場所 「14 問い合わせ先・書類提出先」参照。

④ 提出期限 令和8年2月16日（月）正午まで

※共同企業体として参加する場合は、全ての構成員が「様式3」、「様式4」、「参考資料
会社パンフレット」を提出すること。

(3) 企画提案書記載事項

企画提案書は業務委託仕様書および「別紙1 評価項目及び配点について」を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法について具体的に提案すること。

様式7及び様式8は、任意の様式可とするが、様式に記載された項目に対応した内容とすること。また、各ページにはページ番号を付すこと。

(4) 注意事項

① 提出する企画提案書等はA4版とし、文字サイズは10ポイント以上とすること。

② 記載する内容は簡潔明瞭に作成すること。図示、着色は自由とする。

③ 上記「(2) 企画提案①提出書類」で示した順に様式ごとにインデックスを貼り付ける

こと。

④フラットファイル等で綴り、表紙・背表紙に業務名及び事業者名を表示すること。

(5) 特記事項

①本要領で指定された提出書類について、提出期限までに提出がなされない又は提出書類の補正がなされない場合は、本プロポーザルの参加資格を失う。

②郵送の場合は、書留郵便など配達の記録が分かる方法によること。

③企画提案は1者（又は1共同企業体）につき1提案とする。

④必要に応じて追加資料等の提出等を求めることがある。

8 見積要件

今回の企画提案にあたっては、次のとおり5,962,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

9 審査方法及び審査基準

(1) 選定委員会の設置

南山城跡基本構想策定業務委託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

事務局及び委員会において、審査基準に基づき1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、優先候補者の順位を決定する。

(3) 1次審査（書類審査）

①1次審査結果の通知

令和8年2月20日（金）

②通知方法

審査結果は、企画提案書を提出した者全員にメールで通知する。

(4) 2次審査（プレゼンテーション審査）

①日 時 令和8年2月25日（水）予定

※日時・場所等は1次審査通過者へ別途通知する。

②プレゼンテーション実施方法

ア 1事業者あたり、プレゼンテーションの時間を25分（説明15分、質疑10分）とする。

イ 1事業者につき最大3名までの入室を認める。

ウ プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

エ プrezentationの説明については、提出した企画提案書の様式順（様式2～9）に行うものとする。また、説明内容は企画提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えることや別の図表等を追加することはできない。

(5) 審査基準

①評価項目及び配点は別紙1「評価項目及び配点」によるものとし、採点基準は最低基

準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを優先候補者とする。なお、同点のものがあった場合は、委員会で協議の上、優先候補者を選定する。
②最低基準点は 72 点×委員数とする。

10 審査結果の通知

審査結果については、優先候補者を選定した後、令和8年2月26日（木）に各提案事業者に対して文書にて通知する。

11 契約方法

（1）仕様書の調整

優先候補者として選出された者と委託内容、経費等について再度調整を行い、契約内容を確定する。

（2）見積書の提出

優先候補者は、確定した仕様書に基づいて契約を行うための見積書を提出すること。

（3）契約の締結

優先候補者を契約の相手方として契約を締結する。ただし、優先候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の記載があったとき又は協議が不調のときは、その選定を取り消すとともに、委員会で順位付けられた上位の者から順次、契約締結の協議を行う。

12 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- （1）提案の参加する資格がない者が提案したとき。
- （2）1つの事業者が複数提案したとき。
- （3）書類等に虚偽の記載をしたとき。
- （4）所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- （5）その他の本件企画提案に関する条件に違反したとき。

13 その他

- （1）本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- （2）提出されたすべての書類の所有権は本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。なお、本市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはできない。
- （3）提出された企画提案書等は公表しない。ただし、糸満市情報公開条例（平成15年条例第1号）及びその他関連する条例または規則等に定めるところによる。
- （4）業務の遂行にあたり、提案書に記載した配置予定技術者の変更は原則として認めない。ただし、やむをえない理由による場合には、同等以上の技術者であると発注者の了解を得た場合に限り認める。

14 問い合わせ先・書類提出先

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市教育委員会 教育部 生涯学習課（市庁舎5階南側） 大城

TEL : 098-840-8163 FAX : 098-840-8161

Email : bunkazai@city.itoman.lg.jp

受付時間 午前9時から正午、午後1時から午後5時まで（土日祝日を除く）。

別紙1 評価項目及び配点（合計120点）について

評価項目	評価点	評価事項	評価の視点
① 業務実績 (20点)	10点	企業の受託実績 (様式4)	過去5年間の類似の受託実績
	5点	管理技術者の経歴 (様式6-1)	類似業務の実績を有し、業務を遂行できる有益な知見及び資格を有しているか。
	5点	主任技術者の経歴 (様式6-2)	
② 実施体制 (15点)	15点	業務実施体制 (様式5)	業務を遂行する上で遂行可能な人員が確保されており役割分担が明確かつ適切か。発注者の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。
④ 企画 提案 (75点)	10点	業務の理解度 (様式7)	業務の目的・内容を十分に把握しているか。 【審査対象：仕様書第11条(1)】
	10点	実施工程 (様式7)	業務の実施工程・フローは妥当か。 【審査対象：仕様書第11条(1)】
	10点	現状と課題の整理 (様式8)	現状及び課題の整理の実施手法について、具体的で有効性のある提案がされているか。 【審査対象：仕様書第11条(1)・(2)】
	15点	基本方針の策定 (様式8)	南山城跡整備に際して整備予定施設の規模や配置計画等の検討・整理方法について、具体的で有効性のある提案がされているか。 【審査対象：仕様書第11条(3)】
	15点	具体的施策案等の 検討 (様式8)	南山城跡基本構想の検討・整理の実施手法について、具体的で有効性のある提案がなされているか。

			【審査対象：仕様書第11条(4)・(5)】
	15点	独自提案 (様式8)	業務の有効性をさらに高めるための実施手 法について提案があるか。
④ 見積金額 (10点)	10点	見積価格 (様式9)	配点×(最低見積額／自社の見積額) ※小数点以下切り捨てした数値とする。
合計 120点			